

制限付一般競争入札(事後審査方式)の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱(以下「要綱」という。)に基づき、制限付一般競争入札を実施する。

よって、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市上下水道局契約事務規程第3条及び要綱第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

本案件は、電子入札対象案件(事後審査方式)とする。

入札参加資格審査申請書は開札後、落札候補者のみ提出するものとする。

※本案件は手持ち案件とはみなさない。

※公告事項の内容に変更がある場合は、那覇市上下水道局ホームページに掲載しますので常に確認してください。

ホームページURL <http://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>

1 入札に付する事項

1	件名	令和5年度1工区公共下水道修繕工事
2	業種	土木工事業
3	工事場所	那覇市内一円
4	工期	契約の日から令和5年11月30日まで
5	①目的	公共下水道施設の維持修繕
	②概要	修繕工事 一式
6	予定価格	¥31,490,000 (消費税を含まない。)
7	最低制限価格	設定する(予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表する。) ※詳しくは、入札公告等ファイル「要綱等」中の「那覇市上下水道局の最低制限価格設定に関する要綱」を参照。
8	適用する労務単価	令和5年3月労務単価
9	本工事に係る設計業務等の受注者	—

2 入札参加資格共通要件

※入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。
2	那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第11条第1項に規定する指名停止の措置、又は那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者。
3	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)。
4	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める者に該当しない者(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。)。

	<p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者(下請業者も同様とする。)。</p>
5	<p>那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。</p> <p>※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。</p> <p>※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を上下水道局総務課へ提出しなければならない。</p>
6	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得第5条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
7	<p>原則として、「1 入札に付する事項9」に表示する設計業務等の受注者(受注者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (ア) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。 (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受注者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>

8	開札日を基準とし過去1年間に、那覇市上下水道局工事成績評定要領及び那覇市工事成績評定要領に規定する工事成績評定通知で、土木工事業の評定点が60点未満でない者。 ※工事成績評定を受けていない者は、当該要件を満たしているものとする。	
9	開札日において有効な建設業の許可を受けている者。 ※下請契約金額の合計額が4,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。	
10	開札日において有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者。	

3 入札参加資格個別要件

1	登録名簿	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に基づく令和5・6年度建設工事等入札参加資格者名簿に登録のある者。
2	業種・格付	[那覇市：建設工事等入札参加資格者名簿] 業種：土木工事業 格付：Cランク
3	営業所	那覇市内に本店を有する者。
4	配置技術者	主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者とし、開札日において配置できること。 ・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士(土木に限る) ・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士
5	その他	入札日において電子入札登録業者であること。

4 落札制限 ※次の各項目のいずれかに該当すれば、落札することができません。

- ① 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- ② 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
- ③ 本案件は、手持ち案件とはみなさない。

5 発注図書の閲覧、質問、回答

閲覧期間	令和5年5月30日(火)10:00～令和5年6月5日(月)17:00 ※上記閲覧期間内に閲覧してください。
閲覧場所	【入札情報公開システム】上の「発注情報の検索」に公開する。 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html

閲覧方法

①パスワードの確認

【電子入札システム】上で、調達案件概要の「条件2」欄にパスワードを掲載しています。
入札公告等ファイルに掲載の「パスワードの確認方法」を参照。

②以下の発注図書をダウンロード

・公告文(PDFファイル)	・工事費等内訳書(局指定様式)(Excelファイル)
・設計図書等(PDFファイル) 01位置図 02特記仕様書 03設計図面 04数量総括表 05環境配慮仕様書 06建設工事等内容質問書 07リサイクル関連書類	・落札候補者用図書(Excelファイル) ・入札参加資格審査申請書 ・配置予定技術者届 ・資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書 ・一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない業者のみ)

※パソコンの不具合等により設計図書等がダウンロードできない場合、又はICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、上記閲覧期間内に連絡すること。(末尾、問い合わせ先参照)

質問期間	令和5年6月2日(金)10:00 ~ 令和5年6月7日(水)17:00
質問方法	建設工事等内容質問書(設計図書等に収納)を下記へアクセスすること。 <u>※質問がなければ不要。</u> ●提出先：下水道課 FAX番号：098-941-7828
回答	令和5年6月9日(金)17時15分までに回答書を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札の方法

入札期間	令和5年6月13日(火)09:00 ~ 令和5年6月14日(水)14:00 ※上記期間内に電子入札システムにより入札(土日、祝日を除く。)。
入札方法	【電子入札システム】上で入札書に金額を入力、工事費等内訳書(局指定様式)はファイルとして添付する。
入札時の添付書類	・入札書(【電子入札システム】上で入力) ・工事費等内訳書(局指定様式)
注意事項	入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。 失効したICカード(実際の代表者、商号が異なるもの)で行った入札は無効となる。 ※電子入札の利用登録者が、やむを得ない理由により紙入札で参加をする場合には、上記入札期間締切日の14時までに那覇市上下水道局総務課契約検査室に電話連絡の上、同日17時までに(土日、祝日を除く)、「紙入札参加承認願」を提出し、承認を得なければならない。

7 入札書の不受理・無効

<p>那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得(以下「心得」という。)第13条の規定に該当する場合は不受理とする。また、第14条の規定各号のいづれかに該当する場合は無効とする。</p> <p>※【局ホームページ】に掲載しています。ご参照ください。</p> <p>※局指定様式以外の工事費等内訳書を添付した入札は無効となる。</p>
--

8 開札及び落札の保留

開札日時	令和5年6月15日(木)10:15
開札場所	上下水道局庁舎A棟3階 契約検査室
再度入札	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がない場合(以下、「範囲価格外入札」という。)は、再度入札を行うので開札時間から30分間は再度入札に備えること。 ・再度入札の実施は、当初入札の開札で範囲価格外入札と分かった時直ちに、当初入札の応札者に再度入札通知を電子入札システムで送付する。 ・再度入札通知を送付後、約10分間の再度入札時間を設ける。 ・再度入札は1回とし、再度入札の通知があった者のみを対象とする。 <p>※再度入札の工事費等内訳書は入札参加資格審査申請書と併せて提出すること。 ※紙入札で参加する場合は、再度入札に備え入札書及び工事費等内訳書を2部用意すること。</p>
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者になった場合には、【電子入札システム】で落札候補者決定通知書を通知する。
提出期限	令和5年6月16日(金) 正午
提出方法	<p>【電子入札システム】で下記の資格審査書類を提出すること。 ※ただし、指定された場合には資格審査書類を総務課契約検査室までFAXにて提出すること。</p>
提出書類 (局様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格審査申請書 ・配置予定技術者届 ・資本・人的関係のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書 ・一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない業者のみ) <p>※工事費等内訳書(再度入札による落札候補者のみ)</p>
提出書類 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し ・最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し ・専任技術者証明書等の写し

10 落札者の決定

落札決定予定日	令和5年6月20日(火)頃
落札決定の方法	開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 ※「心得」第9条から第12条までを参照。
落札結果	【入札情報公開システム】に掲載する。

11 入札保証金、契約保証金、支払条件

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(契約金額1,000万以上かつ工期120日以上の工事)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用する。那覇市上下水道局契約事務規程第59条の規定回数の範囲内。

12 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

13 その他

- 提出された関係書類は返却しない。
- 局駐車場を利用する際は、駐車場入口で発券機からチケットを受け取り、用務先でチケットを提示すること。なお、雨天等の場合は、混みあうことがございますので、ご了承願います。
- 台風等により路線バスの運行が停止し、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期することがある。延期後の日時は追って那覇市上下水道局ホームページ上に掲載する。

14 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関するこ

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室 担当者：幸地 健

TEL番号：098-941-7809 FAX番号：098-941-7829

資格要件に示す資格関係及び設計図書の内容に関するこ

那覇市上下水道局 下水道課 担当者：比嘉 壮太

TEL番号：098-941-7808 FAX番号：098-941-7828

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関するこ

電子入札統合ヘルプデスク TEL番号：(0570) 021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30)

E-mail : sys-e-cydeenasphelp. rx@ml.hitachi-systems. com